

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウズベキスタン国産業高度化のための研究・教育機能強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

* プレ公示時には「理工系高度人材育成事業」と呼称

2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ウズベキスタン国産業高度化のための研究・教育機能強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

* プレ公示時には「理工系高度人材育成事業」と呼称

調達管理番号：26a00385

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 9 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウズベキスタン国産業高度化のための研究・教育機能強化事業準備調査（QCBS-ランプサム型）

* プレ公示時には「理工系高度人材育成事業」と呼称

- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

- (3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

- (5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

- (6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部

東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 15 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 9 月 16 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 28 日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 10 月 2 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 10 月 19 日 14 時
8	評価結果の通知	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2$$

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれが

ある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	迅速化に向けた検討	第3条(10)
2	既存事業との連携可能性の検討	第3条(11)、第4条(5)
3	本邦企業の産業・理工系人材のニーズの調査	第4条(6)
4	本邦技術の活用可能性の検討／本邦企業の参入促進	第4条(12)
5	本邦大学の共同研究および留学生受入に係るニーズの調査	第4条(7)

【1】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要」記載のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。

- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づき、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施すること、自然環境保全への取り組みを強化すること、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し多様な人材が生き活きと活躍・成長できる機会を創ること等に留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府（特に経済財務省）及び実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 将来的に新規円借款案件の検討用資料として扱われるという本業務の位置づけを踏まえ、各種積算根拠や運用効果指標の算出基準（IRR 含む）等を、客観性や合理性等を備えたものとする。また、説明のしやすさも考慮すること。
- 2026 年にウズベキスタン国「高等教育における理工系人材育成に係る情報収集・確認調査」を実施しており、同国の高等教育分野に係る基礎情報をまとめている。本業務の実施に当たっては同調査結果を最大限活用し、業務の効率化を図ること。
- 上記調査と合わせウズベキスタン政府による一定の了解を得た事業概要としてコンセプトノートが存在する。本業務の実施に当たっては同コンセプトノートをベースにウズベキスタン政府と議論しながら、案件形成を進めること。

（２）参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）
（以下「調達ガイドライン」という。）
- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- ☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）
（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - （ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - （イ）コンサルティング・サービスの TOR サンプル
 - （ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料
 - （エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023 年 5 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）
 - （オ）リスク管理シート

（3）審査の重点項目

- 本業務の成果が新規円借款事業の審査の検討用資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 事業概要
 - ② 調達計画（コンサルタント及び機材）
 - ③ 事業費
 - ④ 事業実施スケジュール
 - ⑤ 事業実施体制
 - ⑥ 運営・維持管理体制
 - ⑦ 運用・効果指標
 - ⑧ 内部収益率（IRR）
 - ⑨ 環境社会配慮
 - ⑩ サステナビリティ方針（気候変動対策、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン（ジェンダー平等推進含む）、人権保護、自然環境保全・

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

生物多様性主流化)

- ⑪ ICT 技術・デジタル技術の活用
- ⑫ 本邦企業の技術・参画可能性（機材）
- ⑬ 本邦企業との連携促進策、本邦大学等との連携（留学生受入・共同研究）策

（４）発注者への事前説明

- 中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に説明する際には、発注者に事前に共有し、その内容についてすり合わせることを。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認をとること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、関連調査のレビュー等を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 先行調査・既存事業（ウズベキスタン）
 - ウズベキスタン国「高等教育における理工系人材育成に係る情報収集・確認調査」（2026 年）
 - ウズベキスタン国「ウズベキスタン・日本青年技術革新センター研究能力強化プロジェクト」
 - ウズベキスタン国「ウズベキスタンの地域特性に配慮したカーボンニュートラル社会実現のための効率的・革新的グリーン／ブルー水素製造技術開発プロジェクト
 - ウズベキスタン国「アラル海地域における水利用効率と塩害の制御に向けた気候にレジリエントな革新的技術開発
 - ウズベキスタン国「人材育成奨学計画（無償資金協力）」
 - ② 既存事業（他国類似案件）

- マレーシア国「マレーシア日本国際工科院整備プロジェクト」
 - エジプト・アラブ共和国「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」
 - タイ王国「産業人材育成事業」
 - モンゴル国「工学系高等教育支援事業」
- ③ 既存事業（他ドナー案件）
- 世界銀行「Modernizing Higher Education Project」
 - イスラム開発銀行「Support to the Development of Higher Education Project」
 - アジア開発銀行「Modernization of Vocational Education for Green Economy Project」（形成中）

（６）本業務における地理的な対象範囲

別紙１「案件概要」記載のとおり。

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、調達時の制約条件等を勘案し、相手国政府・実施機関・大学等関係者のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 機材調達に関し、本邦技術を適用することによる長期的な経済性、納期短縮、研究の質の向上や研究可能領域の拡大などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 機材調達に係る本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイディアの活用の可能性を検討すること。

（８）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(9) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

(10) 案件形成の迅速化に向けた検討⁴

☒ 相手国側の迅速化への要望に応えるため、円借款事業の案件形成期間の短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討⁵

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同研究含む）を追求すること。
- 想定する既往事業を以下に列挙する。
 - ① ウズベキスタン・日本青年技術革新センター研究能力強化プロジェクト（通称、「UJICY」）フェーズ2（技術協力プロジェクト）
 - ② ウズベキスタンの地域特性に配慮したカーボンニュートラル社会実現のための効率的・革新的グリーン／ブルー水素製造技術開発プロジェクト（SATREPS）
 - ③ アラル海地域における水利用効率と塩害の制御に向けた気候にレジリエントな革新的技術開発（SATREPS）
 - ④ ウズベキスタン 人材育成奨学計画（無償資金協力）
 - ⑤ JICA 長期研修：資源の絆、アジア地域投資促進・産業振興、宇宙人材育成等
- あわせて、日本政府等が実施する留学生プログラムや国際共同研究プログラ

⁴ プロポーザルにおいては、事業形成から実施までの標準的プロセス（調査・協議・審査・調達等）の整理・分析手法について具体的に提案すること。あわせて、短縮の観点から想定される手続き・調整・制度上のボトルネックを明確化すること。

⁵ プロポーザルにおいては、既存事業（列挙している①～⑤）と本事業との関係性について、対象分野、人材、実施機関等の観点からの整理・分析手法を具体的に示すこと。さらに、それらを踏まえ、実現可能性の高い具体的な連携案を複数提示し、前提条件、実施体制及び留意点を整理すること。

ムをはじめとする類似案件も調査し、これらと比較した場合の本事業との差異の妥当性や特徴も説明ができるよう検討・整理しながら、本事業の事業設計や積算を行うこと。

(12) 相手国関係機関との調整

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関となる高等教育・科学・イノベーション省（以下「MOHESI」という。）に加え、重点的な産業の成長戦略・投資促進等を司る省庁や現地の民間企業にヒアリングを行い、産業・理工系人材の育成・研究ニーズを把握し、案件形成する。
- ウズベキスタン政府による対外借入の承認には、大統領令（PD-51）の下、経済財務省（以下「MEF」という。）、投資産業貿易省（以下「MIIT」という。）、更に閣議（Cabinet of Ministers）等による承認が必要となる。そのため、案件形成に際しては、MOHESI とともに MEF や MIIT をはじめとする関連省庁とも十分な協議を行うこと。大統領令 PD-51 に沿った業務内容については、「第14条 業務の内容」で後述のとおり。

(13) カウンターパート（以下「C/P」という。）のオーナーシップの確保並びに C/P 間の連携

持続発展性の観点から、本業務の実施プロセスにおいて C/P の能力および知識を向上させることが重要である。このため、受注者は全ての活動において、C/P の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれを活用していくことを後押しするプロセスとなるよう十分意識・工夫する。加えて、C/P が調査状況や課題を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P 内での理解促進を図る。

(14) 本邦企業を含む民間企業の動向

導入対象となる機材を選定するためには、民間企業の動向、進出状況も把握する必要がある。そのため、首都タシケント及び地方都市における民間企業の活動状況及び教育セクターに参入している外資系企業（本邦企業）の動向についても情報収集を行う。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作

業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) ウズベキスタン政府の対外借入事業の承認手続きへの支援

ウズベキスタンでは、政府対外借入を決定する際に、2025 年 4 月の大統領令 PD-51 に沿った手続きを行う。PD-51 ではドナーが実施機関と協議の上でコンセプトノート及び事業審査文書（Project Appraisal Document：PAD）を作成し、MIIT、MEF、閣議をはじめ関係機関に承認される必要がある（なお、コンセプトノートについては以下（7）に記載のとおり既存の調査にて作成済）。本業務では、PD-51 に沿って以下の業務を行う。

- ① PAD のドラフト作成
- ② 関係省庁（MIIT, MEF 等）との協議
簡易な議事録を作成し、発注者へ報告すること。
- ③ 関係省庁によるコメントへの対応（数次往復）
コメントは全てリスト化する等して記録し、発注者と随時共有するとともに、事業計画に関わる重要なものは発注者と相談し対応を検討すること。特に、発注者による審査結果と PAD は同一の内容でなければならないことに留意する（発注者が審査結果を、ウズベキスタン側が PAD をそれぞれの承認プロセスに乗せる）。よって、両者による事業計画への理解が同一であることを確認しながら進めること。
- ④ PAD の最終化
発注者による審査結果も踏まえ PAD を最終化する。

なお、仮にウズベキスタン政府内での事業承認手続きに変更があった場合、上記に準じて情報収集及び説明文書（和文）の作成、事業承認手続きの支援を行い、PAD 作成相当の業務を行う。また、ウズベキスタン政府内の事業承認手続きの変更に伴う P/M の追加業務が発生した場合には、再委託業務含め契約変更で対応する。

(4) 事業背景・経緯・目的の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するため、まず日本をはじめとする先進国や新興国の成功事例をもとに、経済成長・産業発展のプロセスにおいて産業高度化人材や研究開発（Research and Development）が果たしてきた役割について概論を整理する。
- その上で、ウズベキスタンの国家開発計画、産業振興政策、現在及び将来目指される産業構造について整理し、同国における本事業の意義・必要性・位置づけ、人材育成のニーズを整理・分析する。またこれらの人材・研究開発ニーズに対する高等教育セクター（産業・理工学系）の対応状況・課題を確認する。
- また、本事業を構成すると考えられる各コンポーネント（産業・理工系教員の本邦留学、共同研究の推進、研究機材の整備等）の実施理由及び必要性について、ウズベキスタンにおける産業・理工系高等教育・研究開発基盤の現状（教員の質・量、研究能力、研究設備等）を日本をはじめとする先進国との比較を通じて客観的証拠に基づき整理する。
- さらに、事業目的について以下の「事業目的（案）」をウズベキスタン政府と協議し、必要に応じて、以下の「事業目的の構成」のとおり、再整理し発注者へ確認を行う。

【事業目的（案）】

「本事業は、ウズベキスタンにおいて事業対象大学教員（同候補含む）の日本への留学支援、本邦大学等との共同研究支援、ウズベキスタンの拠点大学への機材整備を実施することにより、技術革新を支える産業・理工系研究開発人材の育成ができる大学の研究・教育機能強化を図り、もって産業の多角化・高度化を通じた経済成長に寄与するものである。」

【事業目的の構成】以下の文章構造に沿って整理する。

「本事業は、○○○（アウトプット）することにより、△△△（アウトカム）を図り、もって★★★に寄与するものである。」

(5) 先行案件のレビュー及び連携可能性の検討⁶

- 事業の設計や積算結果は、先方政府やドナーの先行案件・ウズベキスタン政府の各種規定・基準等に照らし妥当性を説明できる必要がある。そのため、ウズベキ

⁶ プロポーザルにおいては、ウズベキスタンにおける先行案件及び関連規程について、対象分野、スキーム、対象機関等の観点から整理・分析する具体的手法を記載するとともに、これらとの比較を通じた本事業の特徴・優位性の整理方法を示すこと。また、エルユルト・ウミディ財団の奨学金制度及び日本政府等の留学生・共同研究プログラムについて、情報収集及び分析のアプローチ並びに本事業との連携可能性の検討方法を具体的に記載すること。

スタンにおける先行案件や規程類を確認し、これらの案件・規程と比較した場合に生じる差異の妥当性や本案件の特徴・優位性を纏める。

- ウズベキスタンのエルユルト・ウミディ (El Yurt Umidi) 財団による奨学金留学プログラムについて、同財団へ聞き取り調査を行った上で、その奨学金制度、利用状況、対象大学等を調査し、本事業との連携可能性を検討する。
- 日本政府（文部科学省等）、JICA、民間団体等が実施する留学生支援事業や共同研究プログラムについて、情報収集・整理し、これらと差別化された実施意義の高い案件を提案する。
- 世界銀行、アジア開発銀行、イスラム開発銀行等の先行案件をレビューし、特にこれらの案件からの教訓を反映した事業設計を提案するとともに、他機関の案件と円借款事業の差異、優位性を明確にした上で事業を設計する。なお、教訓の確認にあたっては、借入人となった経済財務省をはじめウズベキスタン政府の意見も十分に聴取すること。

（６） 日本企業への聞き取りによる産業界のニーズの確認⁷

ウズベキスタンでビジネスを展開する日本企業や投資フォーラム等に参加実績がありウズベキスタンに関心を有する日本企業および共同研究で導入可能性のある機材メーカー等、15～20 社程度に対し、ウズベキスタンにおいて産業高度化人材や研究開発の能力が向上することによる影響・ニーズを調査し、本事業で対象とする重点分野・専攻を選定する上での参考とする。また、DX、AI 等の先端技術分野に加え、産業高度化を担う経営分野（MBA 等）のニーズについても確認する。なお、調査対象企業リスト及び質問票は、事前に発注者に提出し、確認を得ること。

（７） 事業内容の検討と事業設計⁸

- 既存の調査にて本事業の案件形成の基礎となるコンセプトノートを作成し、ウズベキスタン政府の承認手続中である（2026 年 6 月現在）。

⁷ プロポーザルにおいては、ウズベキスタンでビジネスを展開する日本企業や同国に関心を有する企業等を対象とした調査について、対象企業の選定基準及びヒアリングの実施方法を具体的に記載すること。また、理工系高度人材及び研究開発能力に対するニーズをどのような観点で把握・分析するか、その手法を明確に示すこと。さらに、調査結果を踏まえ、本事業で対象とする重点分野・専攻の選定にどのように反映させるか、その整理・分析のアプローチについても記載すること。

⁸ プロポーザルにおいては、本事業の目的達成に向けた事業構成（留学支援、共同研究、機材整備等）の具体化の方針及び検討アプローチを記載すること。また、ウズベキスタン及び日本の大学へのヒアリングを通じた対象大学の選定方法並びに研究コンソーシアム形成の手法を明確に示すこと。さらに、研究室中心教育（LBE）の適用可能性及び体制整備の検討方法について具体的に記載すること。加えて、これらの検討結果の事業設計への反映方法を示すとともに、既存ネットワークや連携実績等がある場合には、その活用方法についても記載すること。

- 同コンセプトノートでは、ウズベキスタンにおける産業多角化・技術革新等を支える産業・理工系研究開発人材の育成ができる大学の研究・教育機能強化を目的として、ウズベキスタンの対象大学教員等の日本への留学支援、本邦大学等との共同研究支援、ウズベキスタンの拠点大学への機材整備が主なコンポーネントとしている。
- 共同研究ではウズベキスタンおよび日本の大学との研究コンソーシアムの設立を検討しているため、ウズベキスタンおよび日本の各大学にヒアリングを行い、産業・理工系分野において対象となる大学の選定・検討を行う。具体的には、ウズベキスタン側は対象大学としてウズベキスタン国立大学、フェルガナ工科大学、タシケント工科大学、ToshTech を想定している。今後、ウズベキスタン日本型大学構想が具体化した場合には、当該大学を対象機関に含める可能性についても検討する。一方で、日本の対象大学は決まっていないため、各大学（20 校以上）へのヒアリングを行い、対象大学の選定・検討を行う。
- 研究室中心教育（Laboratory-Based Education、LBE）の導入の検討
LBE とは研究室中心教育（Laboratory-Based Education）のことで、講義中心ではなく、研究室や実験の場を学びの中心に据える教育手法のことを指す。学生が教員や研究者の指導のもとで、実験・観察・討論・課題解決に主体的に取り組み、専門知識だけでなく実践力、問題発見力、研究遂行力を身につけることを目指すものである。とりわけ産業・理工系分野との親和性が高く、日本の大学において発展してきた教育・研究一体型の取組として位置づけられる。ウズベキスタンの高等教育分野における LBE 導入に向けて、関係機関の理解促進を図るとともに、本事業における適用可能性を模索し、導入に向けた体制整備を検討する。
- 上述の諸点を踏まえ、事業の詳細事業計画の作成を行う。

（８） コンサルティング・サービスの提案

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容（Terms of Reference, TOR）とその規模⁹について検討し、発注者所定の様式に沿って提出する。検討結果は、最終報告書には記載せず別途提出することとし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。また、既往事業の TOR をベースに作成せず、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照して作成すること。
- コンサルティング・サービスの内容は、実施機関に対する事業実施管理支援が主な内容となる。具体的には以下を想定するが、この限りではなく、本調査の中で提案すること。

⁹ 規模は「業務人月」とする。

① 全体事業管理

- ・ ウズベキスタンの年度ごと（1月～12月）の事業実施計画（案）の作成
- ・ 事業実施運営委員会の会合開催支援
- ・ Operational Guideline の更新
- ・ 事業資金管理支援
- ・ 資金計画の策定支援（年1回の長期計画及び月1回の短期計画）
- ・ JICA に対する貸付実行申請の作成支援
- ・ 事業進捗報告書 (Progress Status Report) 並びに事業完了報告書 (Project Completion Report) の作成支援
- ・ 事業広報

② 留学コンポーネント

- ・ 年度計画（案）の策定
- ・ 募集要項（案）の作成
- ・ 留学生選定支援（特に本邦大学とのマッチング・調整）
- ・ 留学中の各種支援・モニタリング（留学生への支援内容は詳細に記載するとともに、ウズベキスタン政府（在京大使館含む）の役割との違いを明確に整理すること）
- ・ 留学後のモニタリング体制の整理
- ・ 全体事業計画の変更提案（事業実施中にウズベキスタン政府の方針により重点分野の変更等が生じる場合、必要に応じて検討・対応する）

③ 共同研究

- ・ 年度計画（案）の策定
- ・ 募集要項（案）の作成（LBE の導入促進を含む）
- ・ ウズベキスタン・本邦の大学間のマッチング支援
- ・ 事業実施中のモニタリング (PSR 及び PCR を通じた詳細な機材状況の報告)
- ・ ウズベキスタンや日本で開催される『投資フォーラム』等の場を通じた産業界への研究成果の発信
- ・ ウズベキスタン・日本の産学連携による共同研究の推進

④ 機材調達

- ・ 留学・研究コンポーネントを踏まえた調達機材リストの作成・更新・管理
- ・ 本邦技術の活用・日本製機材の導入の検討
- ・ 入札補助
- ・ 機材納入・設置にかかる補助（必要に応じて輸出入にかかる関係者間の調整等を支援）
- ・ 機材の使用・保管・維持管理計画（案）の作成

- ・ 機材の正しい使用・維持管理にかかる研修機会の確保
- ・ 事業実施中の機材状況のモニタリング・PSR 及び PCR を通じた詳細な報告
- ・ 事業実施後の機材モニタリング体制の整理（特に、事業実施後 5 年間にわたる機材維持管理計画（案）の策定）

（９） 事業実施計画の策定

上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 事業設計の詳細な検討

- ・ 各コンポーネントに分け、事業目的の達成に必要な実施体制、各関係機関の役割、段取りを詳細に検討し、提案する（後述のとおり、スケジュール、調達方式、事業リスク等、諸点を整理する）。
- ・ 事業管理のしくみを整理する。とりわけ、実施機関をはじめとする各関係機関の責任分担、コンサルティング・サービスの提案〔前述（８）〕、事業管理に使用するシステム・文書・報告書等について、関係者と協議の上、明確にする。合わせて、JICA への報告義務も確認する。
- ・ 事業全体の概略図、事業実施中に想定される資金フロー図、その他、必要に応じて事業設計の理解を容易にする概略図を作成する。

② 事業実施スケジュールの策定

- ・ 事業概略設計をもとに事業実施スケジュールを策定する。スケジュール作成にあたっては、関係者への説明に用いることを想定した簡略版のバーチャートを作成する他、発注者が提供する積算キットを用いて詳細な事業実施スケジュールも作成する。後者は、事業費の積算・資金計画の基にもなるため、留学の人数・時期、共同研究の数・時期、機材輸送・輸入・設置等、詳細な検討を経たものとする。

③ Operational Guideline のドラフト作成

- ・ 事業概要の他、実施機関を始めとする関係機関の役割、各種段取りを確認し、関係機関と協議した Operational Guideline のドラフトを作成する。同 Guideline は、本事業の本体コンサルタントによって最終化されることが想定される。

（１０） 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。
- 事業費項目は、基本的に以下に沿う。このうち、下線部についてはその算出方法

等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費（留学生支援、共同研究、機材調達）

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

(ク) その他 2（融資非適格項目※）

① 機材の使用にかかる研修に要する費用

② 機材の維持管理・更新に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

- 事業費の算出にあたっては、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)。提出後はデータを消去すること。

- 事業費にかかるコスト縮減の検討

事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

(1 1) 調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 共同研究の計画に沿い、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記の内容につい

ては報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① コンサルタントの選定方法案

- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

② 機材調達に係る支援

- 関連プロジェクトおよび研究・教育機材の調達情報の収集および分析
- 調達機材リスト（案）の作成
- 輸送・設置・輸入にかかる各種規制の有無・手続き等の調査・とりまとめ
- 本邦技術活用の検討（後述）
- ウズベキスタン政府によるローカル製品調達の要望があった場合には、発注者に一報するとともに、技術的な妥当性を検討し、先方の要望と齟齬がある場合には先方へ説明を行う。

（１２）本邦技術の活用可能性の検討／本邦企業の参入促進¹⁰

☒本業務では以下の対応を行う。

- 共同研究に必要となる機材リスト（案）のうち、本邦技術が活用できるものに関し、製品名・仕様・想定される価格帯等の情報を調査・整理する。また、関係機関とも協議の上で調達計画や事業積算結果に反映する。

（１３）事業実施体制の検討

☒本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する専門人材・研修を整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。

¹⁰ プロポーザルにおいては、共同研究に必要となる機材のうち、本邦技術の活用可能性を検討するにあたり、対象機材の抽出方法及び整理方針を具体的に記載すること。また、本邦製品に関する情報（製品仕様、性能、価格帯等）の収集方法並びに比較・評価の観点を明確に示すこと。さらに、これらの調査結果を踏まえた調達計画及び事業積算への反映方法並びに、本邦企業の参入促進に向けた具体的な方策についても記載すること。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。特に、日本の産業・理工系高等教育政策も踏まえ、ウズベキスタン政府への専門家派遣等の要否を検討する。

⑥ 実施機関以外に事業への関与が想定される組織

- 本事業に参画する主要な大学の体制・共同研究の実績・実施機関との役割分担等についても整理する。
- また、本事業のコンポーネントにかかる法制度等を司る関係省庁の制度・役割についても調査する。特に、本事業の下で教授等が本邦へ留学した場合の扱いについては制度を詳細に確認し、本事業実施にかかるリスクを分析しリスク回避策も提案する。例えば、留学期間中は「休職」が認められるか、学位取得後に同ポジションへ戻ることが保証されているか、留学中の給与・手当の扱い等はどのように整理されているかを確認した上で、事業設計に反映する。

⑦ Project Implementation Unit（以下「PIU」という。）業務内容及び体制

- PIU が実施すべき業務、必要な人員（数、専門性、構成）を検討する
- 複数機関に跨る事業実施委員会（Project Steering Committee 等）の必要性の有無も確認し、必要と判断された場合には、本調査の後半に PSC のメンバー機関に対し事業概要や PSC に期待される役割を説明する。

（１４）運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

運営・維持管理機関の体制・しくみ

- 本事業における「運営・維持管理」は、想定される３つのコンポーネント毎に意味合いが異なることに留意し、それぞれの責任機関や体制を確認する。
- 例えば、留学コンポーネントについては、留学後にウズベキスタン国内に戻った人材が教授・研究者として活躍を続け、産業・理工系人材の後進の育成や産業発展に貢献するような研究開発に携わることで事業インパクトを発現することが期待される。については、まず留学した人材のモニタリングを行う体制や活躍の場が確保されるようなしくみが必要であるところ、本調査ではこれを調査・提案する。
- 他方、調達された機材については、それらが事業完了後も適切に使用・維持管理され、研究開発に貢献することが期待される。については、そのため

の機材管理体制・予算等が必要となるところ、本調査ではこれを調査・提案する。

(15) 実施機関負担事項の整理

① 事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

② 事業実施上の規制（工事安全(機材据え付け工事)・環境等を含む）

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(16) 自然条件調査、現地条件調査等

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(17) 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う

事業の機材調達のスケジュールを検討するにあたって、相手国政府・実施機関及び JICA が定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等を確認する。

(18) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 調査の実施に際しては、ウズベキスタンにおけるジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上でジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。
- また、高等教育イノベーション省や参加大学（以下、「関係機関」）におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを事業設計に反映させる。
- 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア）社会・ジェンダー分析を行う。

（イ）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

（ウ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

- 同国高等教育（特に、産業・理工系大学）におけるジェンダー平等推進の政策・制度の現状や、教員・管理職・意思決定層の男女比、これまでの留学者数・学位取得率の男女別データ等を取得し、ジェンダー課題を把握した上で、ジェンダー視点に立った留学候補者選定基準や目標値設定の検討等、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため、調査項目として下記を含める。

- 制度・政策レベル
ウズベキスタンの高等教育・研究開発分野におけるジェンダー関連政策の有無と内容、対象大学におけるジェンダー平等推進の方針・制度（例：女性研究者支援制度、ハラスメント防止規定）
- 組織・運営レベル（対象大学・UJICY等）
対象大学・研究機関における教員の男女比（特に産業・理工系分野）
管理職・意思決定層（学部長、研究室長等）の男女比
ジェンダーに配慮した留学・共同研究の選考基準の有無
女性教員・研究者のキャリア形成上の課題（昇進、研究資金獲得、育児との両立等）
- プロジェクト活動レベル
留学支援対象者の男女比（候補者含む）
共同研究参加者の男女比
研究機材整備における利用者の男女比・アクセスの公平性
- 社会・文化的背景
産業・理工系分野における女性の進学・就職に関する社会的・文化的障壁
家族・地域社会の女性のキャリア形成に対する認識
女性学生・教員の安全・安心な学習・研究環境の確保状況
- 受益者への影響
本事業による女性教員・研究者の能力向上・キャリア形成への影響
女性学生への教育機会の拡大（育成された教員による指導を通じて）
女性の産業・理工系分野への参画促進に対する波及効果

関係機関・大学へのヒアリング、教員・学生へのアンケート調査（男女別分析）
関連統計データの収集・分析（教育省、大学等）、フォーカスグループ・インタビュー（女性教員・学生）等を通して上記の情報収集を行う。また、女性の方が留学数、学位取得率等がジェンダー別で低い分野などがあれば、同国の状況を調査し、その要因、それを克服するための取組を実施機関と検討する。

(19) 気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析¹¹

- ☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

(20) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒ JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。

- ① ウズベキスタンの「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」と矛盾がないか。本事業のもとで支援する留学や共同研究等の対象分野が当該国の最新のNDC）において、明確に投資対象外とされている分野でないかを確認する。
- ② また、本事業の留学や共同研究等の選定にあたって、ウズベキスタンの産業多角化・高度化に資することに加え、JICA サステナビリティ方針に沿って、以下を選定基準とすることを検討し、同国政府と協議する。
 1. 脱炭素社会へのトランジションと逆行しないこと
 2. 自然環境保全の取り組みと逆行しないこと
 3. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに配慮すること
 4. 人権保護、環境配慮、科学の信頼性や公正性をはじめとする研究者倫理が遵守されること

(21) 代替案の検討

- ☒本業務では当該項目は適用しない。

(22) 免税措置の調査

- ☒相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(23) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討

- ☒本業務では当該項目は適用しない。

¹¹ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

(24) リスク管理シート (Risk Management Framework) の作成

- ☑ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート(案)を作成する。

(25) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

- ☑ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 軍事利用の回避 等
- ADB 案件が先行して実施されているため、実施機関のみならず ADB とも情報共有を図りながら、本業務及び事業の進め方を整理すること。また ADB 案件との連携可能性も検討すること。

(26) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率 (IRR) 等の財務分析
 - PAD 作成の一環で、ウズベキスタン政府の対外借入検討の際に必要な内部収益率 (IRR) 等を算出する (ローカルコンサルタントによる算出、本邦コンサルタントによるレビューを想定する)。具体的には、①本事業の Net Present Value (正味現在価値)、②IRR、③Benefit-Cost Ratio (費用便益比率) を算出し、PAD に反映する。算出に際しては、コンセプトノートにおける算出根拠や算出結果を参照し、同様の手法で算出する。
 - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠 (算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む)
 - 算出に使用した計算シート (Microsoft Excel の電子データ)

- 運用・効果指標

- 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完了の2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
- 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - ・ 留学者数
 - ・ 学位取得率
 - ・ 共同研究数
 - ・ 共同研究の論文投稿数

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

(27) 本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(28) プルーフエンジニアリング (P/E) ¹²対応

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(29) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹³を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(30) 調査データの提出

¹² P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

¹³ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

(31) JICAによる審査ミッション等への協力

- 本調査の成果及び日本政府との協議結果を踏まえ、発注者は、本事業に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2027 年 2 月頃、2027 年 5 月頃 に実施することを想定している。また、必要に応じて、追加で発注者によるミッションを派遣する。受注者は、上記ミッションに一部同行し、先方政府との事業内容の協議や情報収集に際し、支援を行う。また、発注者からの 情報提供依頼があれば速やかに回答する。なお、F/F や審査等の日程 については変更の可能性があるため、時期について 発注者に確認する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月以内 初回現地調査前	日本語 英語	電子データ	—
インテリム・レポート	2027 年 2 月 26 日	日本語 英語	電子データ	— —

ドラフト・ファイナル・レポート	2027 年 6 月 18 日	日本語 英語 ウズベク語	電子データ	—
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語 英語 ウズベク語	CD-R	計 3 部 (3 言語を 1CD-R にまとめ て)
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語 英語 ウズベク語	CD-R	計 3 部 (3 言語を 1CD-R にまとめ て)
調査データ	契約履行期限末日	—	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性・根拠、最適案、案件設計の前提となる基本条件（対象分野・対象機関の選定方針、共同研究の実施枠組み、機材調達・据付に係る基本要件、教員の学位取得支援の方針、受入・帰国後活用の枠組み等）、気候変動・サステナビリティ、事業費積算の基本方針（機材調達費、据付・関連工事費、人材育成費（留学等）等）
- ② 環境社会配慮部分：第 3 条（8）の該当項目の机上調査部分、今後の調査スケジュール

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 概略設計結果、概略事業費の積算結果、気候変動・サステナビリティ
- ② 調査結果の全体成果¹⁴、要約

(5) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel フ

¹⁴ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(6) ファイナル・レポート（先行公開版¹⁵）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

(7) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁶の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	対象大学に関する現状調査	大学の概況（留学対象となる学生や教師の数、研究機材の種類・数）	一式	定額計上
2	PAD 作成業務	PAD の作成および質問対応	一式	定額計上

第7条 機材の調達

- ☒ 本業務では機材調達を想定していない。

¹⁵ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁶ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要

1. 基本情報

- (1) 国名：ウズベキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウズベキスタン全土
- (3) 案件名：産業高度化のための研究・教育機能強化事業（the Project for Strengthening Research and Education for Industrial Modernization）
- (4) 事業の要約：対象大学教員等の日本への留学支援、本邦大学等との共同研究支援、ウズベキスタンの拠点大学への機材整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における高等教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ウズベキスタンは、2016 年 12 月にミルジヨーエフ大統領就任以来急速に経済改革を進め、2021 年以降、実質 GDP 成長率 5%以上の経済成長を続けている（IMF、2025）。しかし、綿花・繊維、天然ガス、金属（金・銅）、農産品等の主要産業では長年にわたり原材料のまま輸出され、加工による高付加価値化が進んでおらず、また重点産業として位置付ける鉱業、エネルギー、冶金、機械・電気などの産業・理工系産業分野における技術力の強化が進んでいない。

こうした背景の下、当国の国家開発戦略「Uzbekistan 2030 Strategy」では、2030 年までの高中所得国入りを目指し、産業の高度化および高付加価値産業創出のための高度人材・研究者の増加を掲げている。また、当国の大統領令「2030 年に向けたウズベキスタン高等教育システム開発構想」（2019 年 10 月）では、高等教育改革の重点として、高等教育へのアクセス拡大、質の向上、教育・研究の国際競争力強化、大学の財政やガバナンスの向上を掲げている。両戦略に基づく取り組みの結果、2016 年から 2023 年にかけて高等教育機関数は 77 機関から 219 機関へ急増し（ウズベキスタン統計局、2024）、高等教育機関への進学率も 2023 年には 45%（世界銀行、2023）を超え、世界平均（43.3%）を上回った。一方で、学生数の急増に対して教員数の増加が追いついておらず、教員一人当たりの学生数は 2017 年の 11.8 人から 2023 年には 29 人へと大幅に悪化している（高等教育省、2025）。加えて、研究機材の整備が不十分であることから、教員が学生の研究能力を十分に向上させられない状況にあること、また国際的な研究ネットワークへの参画機会が限られていることから、他国との共同研究を通じた研究能力強化が求められている。

(2) 高等教育セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け
対ウズベキスタン共和国国別開発協力量針（2022 年 9 月）における重点分野として「持続可能な経済成長と産業の多角化・高度化」が定められ、対ウズベキスタン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）においても産業の高付加価値化のために理

工学系高度産業人材の育成、産官学連携や共同研究によるイノベーションの創出が必要と分析されている。また、本事業は JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では「教育」、クラスター事業戦略では「拠点大学強化」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。さらに「中央アジア+日本」対話・首脳会合（2025 年 12 月）の共同声明にて言及された重点協力 3 分野のうち「人づくり」に資する案件である。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、高等教育システムの管理能力・品質保証制度の強化、機材整備等による学習環境の改善、共同研究用ファンドの設立にかかる借款を供与済（42.2 百万ドル）。またイスラム開発銀行は、学習環境改善支援等を実施済（100 百万ドル（世界銀行との協調融資））。

（４）本事業を実施する意義

本事業は当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、大学の教育・研究機能強化等を通して、理工系研究開発人材の育成及び当国政府の産業高度化に資するものであり、SDGs ゴール 4、ゴール 8 及びゴール 9 に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

３．事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

本事業はウズベキスタンにおいて対象大学教員等の日本への留学支援、本邦大学等との共同研究支援、ウズベキスタンの拠点大学への機材整備を実施することにより、技術革新を支える理工系研究開発人材の育成ができる大学の研究・教育機能強化を図り、もって産業の多角化・高度化を通じた経済成長に寄与するもの。

②事業内容

- ア) 対象大学教員等の日本への留学（学位留学（修士/博士））
- イ) 本邦大学等との共同研究
- ウ) 研究機材整備
- エ) コンサルティング・サービス

（２）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：高等教育・科学・イノベーション省（Ministry of Higher Education, Science and Innovation：MoHESI）

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：高等教育分野における調査業務
(発注者によるものに限らない)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式 4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

「第２章 第５条 成果品等」記載の報告書提出時期に準ずる。

（２）業務量目途

１）業務量の目途 約１３．７７人月

２）渡航回数の目途 延べ１７回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 対象大学に関する現状調査
- Project Appraisal Document（PDA）の作成業務

（４）配付資料／公開資料等

１）公開資料

JICA が過去に実施した以下の円借款に関連する各種報告書をウェブサイトで閲覧可能。

- ウズベキスタン国「高等教育における理工系人材育成に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/247/247/247_158_12396412.html
- 中央アジア地域（広域）人材育成奨学計画準備調査報告書 ウズベキスタン共和国編（2024年５月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12384798.pdf>

以下は全て「事業事前評価表」

- ウズベキスタン国「ウズベキスタン・日本青年技術革新センター研究能力強化プロジェクト」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700485_1_s.pdf
- マレーシア国「マレーシア日本国際工科院整備プロジェクト」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_MXXI-1_1_s.pdf
- エジプト・アラブ共和国「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_EG-P41_1_s.pdf
- タイ王国「産業人材育成事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_TXXXV-1_1_s.pdf
- モンゴル国「工学系高等教育支援事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MON-P11_1_s.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔ウズベク・露語） CPとの間では英語可ですが、円滑な事業の実施にはウズベク語もしくはロシア語が必要です。	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地

業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能な場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】 73,296,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案にする経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(23,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	対象大学に関する 現状調査	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	3,000,000 円	調査費一式	現地再委託
2	PAD 作成業務	第2章 特記仕様書案 第4条 (3) ウズベキスタン政府の対外借入事業の承認手続きへの支援	20,000,000 円	調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)